＜熊本地震復興応援定期積金＞商品概要説明書

1. 商品名		熊本地震復興応援定期積金
2. 販売対象		法人・個人
3. 期間		3年
4. 預入	預入方法	自動振替
	預入金額	法人：１００，０００円以上　個人：３０，０００円以上
	預入単位	１，０００円単位
5. 払戻方法		満期日以後、一括して払い戻します。
6. 利息	適用金利	１.００％
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を１円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金		・個人の給付補てん金には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません。） ・法人は総合課税となります。 ※1 平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税5％）の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取給付補てん金から特別徴収する地方税5％）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。
8. 手数料		――――――――――
9. 付加できる特約事項		――――――――――
10. 中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率または適用金利の５０％の低い方により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法		利回りは店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置		本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町１－４０（〒１０１－００５１） フリーダイヤル　０１２０－５３－０７７５　受付時間：当金庫営業日の９時～１７時 Ｆ　Ａ　Ｘ　０３－６７３９－７７７１
紛争解決措置		東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項		・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（１年を３６５日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
14. 預金保険について		**預金保険制度の対象となります。** 預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息等が保護されます。）